

# 「環境にやさしい農業」推進事業実施要領

## 第1 趣旨

農業は、土壌や水、大気、太陽エネルギーを利用して再生産を繰り返す環境と調和した産業であるが、化学合成された農薬や肥料、化石燃料の使用による生産活動は、生態系や地下水への影響、温室効果ガスの排出など、自然環境だけでなく、農業者や消費者の健康にも負荷を与えることが懸念される。

このため、本県農業を持続可能な産業として発展させるためには、生産性の向上を図りつつ、生産活動に伴う環境負荷をできる限り軽減し、農業の多面的機能を向上させていく「環境にやさしい農業」の取組を拡大させていくことが必要である。

そこで、土づくり等を基本に、化学合成農薬・化学肥料の使用を削減する農業者や有機農業者を育成するための技術の導入を支援することで、「環境にやさしい農業」の取組拡大と技術向上を図る。

## 第2 事業の内容

この事業は、土づくりの実践や化学合成された農薬や肥料の使用を削減していくために、①有機質資材施用技術、②化学肥料低減技術、③化学合成農薬低減技術等を実践するために必要な機械・施設及び資材等の導入に対し助成を行う事業とし、事業対象機械・施設及び資材等は別表1に掲げるとおりとする。

## 第3 事業の実施期間

本事業は、単年度で完了することを原則とする。

## 第4 事業の採択要件等

### 1 事業の採択要件

本事業は、次の要件を満たす場合に実施できるものとする。

(1) 事業実施主体が「農業者が組織する団体」においては、導入技術が事業実施主体の構成員において同一であり、その技術導入に必要な計画であること

(2) 事業実施主体が「市町村が特に必要と認める農業者」の場合においては、事業計画内容が農業経営改善計画、青年等就農計画、地域計画の内容と整合性が取れていること

(3) 市町村における推進体制が整備されていること

ア 事業実施主体に助言、指導する推進組織の設置

イ 「エコファーマー」、「ちばエコ農業」、「有機農業」など「環境にやさしい農業の推進」を内容とする方針・計画があること

(4) 施設・機械や資材の導入を計画している作物については、「環境にやさしい農業」推進事業補助金交付要綱別表1-2の(1)～(5)で定めた農業者の要件にある対象作物と整合性が図られていること

## 2 採択方針

第5の1の規定に基づき知事に提出された事業実施計画書について、下記の（1）～（3）に従い採択する。

（1）過去7年間に本事業において、同一技術の導入を目的に事業を実施していない事業実施主体による事業実施計画書を優先して採択する。

ただし、天敵導入については、必要に応じて最長3カ年まで継続して事業実施を認めるものとする。なお、申請は単年度ごととする。

（2）（1）において優先採択が行えない場合は、別表2の「配分基準」に基づき、事業実施計画書ごとにポイントを算定し、ポイントが上位の計画から順に採択するものとする。それでも順位がつけられない場合は、以下の項目に従い採択の優先順位を決定する。

①事業実施主体が団体の計画を優先する。

②申請時の受益対象品目の経営面積が大きい計画を優先する。

（3）優先採択の結果、要望額が残りの予算を超えた事業実施計画書は、配分可能額の配分により採択する。

## 第5 事業の実施

### 1 事業実施計画の協議及び承認

（1）事業実施主体の長又は代表者（以下「事業実施主体の長」という。）は、本事業を実施しようとする場合は、第1号様式による「環境にやさしい農業」推進事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、市町村長に提出するものとする。

ただし、一つの事業実施地区の範囲が、2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、原則として主たる市町村長とする。

（2）市町村長は、（1）により提出された実施計画書について必要な指導・調整・審査を行い、第2号様式により所轄農業事務所を経由し、知事に協議を行うものとする。

（3）知事は、提出を受けた実施計画書を審査し、適当と認められる場合はこれを承認し市町村長へ通知するものとする。

（4）（3）の通知を受けた市町村長は、事業実施主体の長に対し、その旨を通知するものとする。

### 2 事業実施計画の変更

別表3で定める実施計画の重要な変更は、上記の（1）から（4）までの手続きに準じて行うものとする。

なお、軽微な変更については、必要に応じ知事に届け出るものとする。

## 第6 補助対象内容

### 1 適正事業費・規模

補助事業費は、当該地区及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、機械・施設の規模及び構造、資材の種類等はそれぞれの目的に合致したものでなければいけない。

## 2 中古品の取扱い

補助の対象とする施設は、新築、新品又は新設によるほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地区及び事業の実情に即し必要があると認められる場合は、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品、古材の利用に係る事業を補助の対象とすることができるものとする。

中古機械の場合には、残存耐用年数が5年以上ある場合に補助の対象とすることができるものとする。

## 3 更新機械・施設導入の禁止

既存の機械・施設、資材の代替として同種・同能力のものを再度導入する場合（いわゆる更新）は、補助の対象としないものとする。

ただし、既存機械・施設が耐用年数経過後5年（施設においては7年）以上経過したものについては、代替の既存機械・施設として扱わないものとする。

## 4 用地買収及び造成費用等の取扱い

補助の対象とする施設整備に伴う用地の買収又は賃貸に要する経費又は補償費、並びに造成等に要する費用は、補助の対象としないものとする。

## 第7 事業取組み状況の報告

1 市町村長は、事業終了の翌年度から原則として3か年間、当該事業実施主体が計画したの実施状況による目標の達成状況を、第3号様式により知事へ提出するものとする。

2 前項による知事への報告期限は、報告年度の翌年度の5月末日とする。

## 第8 事業の指導推進

1 事業実施主体は、市町村や関係機関で構成する「環境にやさしい農業」推進組織の指導及び協力を得て本事業の推進にあたるものとする。

2 県は、市町村及び農業団体等と協力して、本事業の円滑な推進を図るよう努めるものとする。

## 第9 事業実施上の留意点について

### 1 機種及び業者決定

(1) 機種及び業者決定をする場合は、3者以上による入札又は見積り合わせを原則とすること。

ただし、導入する機種が特殊な用途・製造等のため、複数での機種及び業者選定が出来ない場合は、予め実施計画書に明確にその理由を記載すること。

### (2) 実施設計の取扱い

入札等に必要の実施設計については、設計事務所等に依頼する場合のみ補助対象とし、事業実施主体が自ら作成するのに要する経費は補助対象としないものとする。

## 2 切り替えの禁止

自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

附 則

- 1 本事業実施要領は、平成23年度から平成27年度の事業に適用する。
- 2 この要領は、平成23年7月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年4月12日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月19日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月17日から実施する。

附 則

- 1 本事業実施要領は、平成28年度の事業に適用する。
- 2 この要領は、平成28年4月27日から実施する。

附 則

- 1 本事業実施要領は、平成29年度から平成31年度の事業に適用する。
- 2 この要領は、平成29年5月17日から実施する。
- 3 「環境にやさしい農業」推進事業実施基準は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月25日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から実施し、令和2年度の事業に適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から実施し、令和3年度の事業に適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年10月5日から実施し、令和3年度の事業に適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から実施し、令和4年度から令和6年度の事業に適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から実施し、令和6年度からの事業に適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から実施し、令和7年度からの事業に適用する。

別表1 補助対象機械・施設等

1 機械・施設導入支援

事業実施主体	導入技術	補助対象内容	備考
農業者が組織する団体又は市町村が特に必要と認める農業者	①有機質資材施用技術	○たい肥等有機質資材導入に必要な機械・施設 ○緑肥作物利用に必要な機械・施設 ○バイオ炭利用に必要な機械・施設	バイオ炭利用に必要な機械・施設は、みどりの食料システム法第2条第4項第3号に基づいた認定の取得を要件とする
	②化学肥料低減技術	○局所施肥に必要な機械 ○有機質肥料施用に必要な機械	
	③化学合成農薬低減技術	○温湯種子消毒機 ○機械除草機・抑草機 ○水稻移植機 ○対抗植物の利用に必要な機械 ○土壌還元消毒機 ○熱利用土壌消毒機 ○イチゴ用炭酸ガス処理機 ○光利用技術の導入に必要な機械等	機械除草機 簡易刈り払い機は対象としない  水稻移植機は、有機栽培を実施するに当たって特に必要と認められるものに限る

※上記に定められた機械、施設であっても、汎用性が高いことが想定されるものについては対象としない。

2 資材導入支援

事業実施主体	導入技術	補助対象内容	備考
農業者が組織する団体	③化学合成農薬低減技術	○除草用動物利用に必要な資材 ○天敵等生物農薬に必要な資材 ・天敵および天敵と一体的に導入する資材 ○被覆栽培に必要な資材 ・防虫ネット ○フェロモン剤利用に必要な資材	防虫ネット 目合い1mm以上のものは対象としない。

別表2 配分基準

区分	No.	項目	基準	ポイント
面積拡大目標数値 (有機農業以外から 有機農業への転換分 含む)	1-1	稲	10 ha	8
			7 ha	6
			4 ha	4
			1 ha	2
	1-2	麦・大豆・雑穀	5 ha	8
			3 ha	6
			2 ha	4
			1 ha	2
	1-3	イモ類・露地野菜	2 ha	8
			1.5 ha	6
			1 ha	4
			0.5 ha	2
	1-4	果樹※	0.7 ha	8
			0.5 ha	6
			0.3 ha	4
			0.1 ha	2
	1-5	施設園芸※	0.7 ha	8
			0.5 ha	6
			0.3 ha	4
			0.1 ha	2
生産量の拡大目標割合	2-1	果樹※	12%	8
			9%	6
			6%	4
			3%	2
	2-2	施設園芸※	12%	8
			9%	6
			6%	4
			3%	2
事業実施主体の要件	3-1	主たる受益対象品目において有機農業に取り組んでいる	有機農業者	4
	3-2	主たる受益対象品目においてGAP 認証を取得している(団体については、構成員の半分以上が認証を取得している)	GAP 認証者	2
	3-3	事業実施主体として本事業への過去の申請有無	申請なし	4
	3-4	団体または個人での事業実施計画書の申請	団体での申請	2
耕畜連携の推進	4-1	本事業で導入する機械・施設・資材において、耕畜連携の推進が見込まれる事業計画である	家畜糞堆肥の利用	4
各市町村の優先	5-1	市町村ごとに農業振興に特に必要と思われる計画を1つ優先する	優先する事業実施計画書	2

本事業の実績	6-1	過去に本事業を活用したことがある事業実施主体の当該事業実施計画の目標値の達成状況	目標値が未達成	-6
--------	-----	--	---------	----

※1-4、2-1 および 1-5、2-2 は、ポイントの高い項目をいずれか選択する

別表3 事業実施計画の重要な変更

重 要 な 変 更	
経 費 の 配 分 の 変 更	事 業 内 容 の 変 更
事業実施主体ごとの総事業費の30%を超える範囲の増減	事業実施主体の変更

第1号様式

番 号  
年 月 日

市町村長 様

事業実施主体の長

年度「環境にやさしい農業」推進事業計画書の提出について

年度において、「環境にやさしい農業」推進事業を別添事業計画書のとおり実施したいので、「環境にやさしい農業」推進事業実施要領第5の1の(1)の規定により提出します。

年度「環境にやさしい農業」推進事業実施計画書

市町村名

作 成 年 月

事業実施主体名

## 1 事業の目的

(環境にやさしい農業の取組状況、導入する機械・施設、資材等の必要性、技術改善の内容、事業の効果等について記載)

## 2 事業実施主体

事業実施主体名	設立年月日	所在及び代表者名	備考

※備考欄には、「エコファーマー」の認定を受けている場合は「エコファーマー」、「ちばエコ農産物」の認証を受けている場合は「ちばエコ」、「有機JAS認定者」の場合は「有機JAS」、環境負荷低減に取り組む事業計画の場合は「みどり認定」のいずれかを記載。複数ある場合もすべて記載する。なお、事業完了時までには要件を達成する見込みの場合は「(見込み)」と記載する。

## 3 生産計画(本事業に関わる品目の「環境にやさしい農業」取組)

導入技術※ <sup>1</sup>	作物名	現状(年度)※ <sup>2</sup>		目標(年度)※ <sup>2</sup>	
		栽培面積	生産量	栽培面積	生産量

※1 導入技術には①有機質資材施用技術、②化学肥料低減技術、③化学合成農薬低減技術のいずれかを記載

※2 現状は事業年度の前年度とし、目標は事業終了の翌年度から起算して3年目とする。

4 事業内容

(1) 施設・機械、資材等の導入計画

事業の種類	作物名	受益		導入施設・機械、資材等の内容				負担区分				備考
		戸数	面積 出荷量等	機械・施設 、資材等の 区分、名称 等	構造 ・ 能力	事業量	事業費	補助金		自己資金		
								県費	市町村費		うち○ ○資金	
要綱別表1-1の事業の種類から該当するものを記載		戸	ha、t、本				円	円	円	円	円	設置場所等 補助率等
小計（消費税抜き）												
消費税												
合計												

(2) 導入機械・施設、資材等の規模決定計画

〔導入する機械・施設、資材等の規模決定根拠又は事業量決定方法（様式適宜）  
 既存の機械・施設、資材等の保有状況、稼働（利用）状況等を踏まえ、事業で導入する機械・施設、資材等ごとに記入すること。〕

(3) 導入機械・施設、資材等の利用計画

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
		旬	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下	上中下
目標（ 年度）※1	栽培暦※2	[品目・作型等]													
		[品目・作型等]													
	利用計画※3	[機械・施設、資材等名]	使用日数・時間等及び処理量・面積等												
		[機械・施設、資材等名]	使用日数・時間等及び処理量・面積等												

※1 目標年度は事業終了の翌年度から起算して3年後とする。

※2 栽培暦は、品目（作型等）ごとに次の記号に準じて表示する。

は種：○-○、定植：△-△、収穫：□-□

※3 利用計画は、機械・施設、資材等の種類ごとに記載する。ただし、一体的に使用する場合は、まとめて記載しても良い。

(4) 導入機械・施設の収支計画

（導入する機械・施設の年間収支計画、又は機械・施設による事業主体の経営収支計画について記載）

## 5 市町村における「環境にやさしい農業」推進体制の整備状況

項 目	内 容
推進組織の設置	組織の名称  設置年度  構成メンバー
計画、方針等の策定状況	計画、方針の名称  対象期間等

## 6 添付書類

- (1) 事業実施主体規約、誓約書（第4号様式）、役員等名簿（第5号様式）等
- (2) エコファーマー認定通知書、「ちばエコ農業」の栽培計画書、栽培計画書の承認通知書、有機JAS認定書、みどり認定証書、認定農業者認定書、認定新規就農者認定書、地域計画の写し等
- (3) 位置図（1万分の1～2万5千分の1程度）  
本事業で導入する機械・施設、資材等の設置及び保管計画場所の名称を付して図示し、それぞれの受益地及び受益農家を図示する。
- (4) 導入機械・施設設置場所周辺の見取図及び機械・施設の配置図
- (5) 導入機械・施設、資材等の見積書又は設計書  
〔計画設計図（立面図、平面図）及びカタログ〕
- (6) 導入機械・施設の管理運営規定
- (7) 市町村における推進組織及び計画、方針等が分かる資料
- (8) GAP認定証書の写し等
- (9) その他、県が必要と認める資料

第2号様式

番 号  
年 月 日

千葉県知事 様

市 町 村 長

年度「環境にやさしい農業」推進事業実施計画の協議について

「環境にやさしい農業」推進事業実施要領第5の1の(2)の規定により、下記事業実施計画について協議します。

記

No.	事業実施主体名	優先する計画※

※市町村ごとに優先する計画を1つ選択し、○を記載

第3号様式

「環境にやさしい農業」推進事業取組状況報告書

(報告対象年度 年度)

番 号

年 月 日

千葉県知事 様

市 町 村 長

このことについて、「環境にやさしい農業」推進事業実施要領第7の1の規定により  
下記のとおり報告します。

記

1 目標の達成状況

実施 年度	事業実施 主体	機械・設備・ 資材の名称、 能力等	事業費 (うち県 補助金)	作物名	目標 <sup>※1</sup>	実績 <sup>※1</sup>	達成率 <sup>※2</sup> (%)

※1 事業実施計画書の生産計画に沿って適宜、栽培面積または生産量の目標および実績の値を記載

※2 達成率は次の算出方法を用いる。(実績値－計画時現状値) / (目標値－計画時現状値) = 達成率

2 報告最終年度に達成率が100%未満となった原因・理由及び対策

事業実施主体	原因・理由及び対策

誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名  
(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

印

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が「環境にやさしい農業」推進事業補助金交付要綱第2条第2項第1号イからハのいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、補助金等の交付申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

注意事項

- ※ 本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は原則存続とする。
- ※ 本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

(第5号様式)

役員等名簿

番号	商号又は名称(半ｶﾅ)	商号又は名称(漢字)	氏名(半ｶﾅ)	氏名(漢字)	生年月日				性別(M・F)	住所	職名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における(私・当法人(団体))の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

㊞

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
  - ・法人その他の団体である場合は、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。)に記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

注意事項

※本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は原則存続とする。

※本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。

役員等名簿

数式禁止

番号	商号又は名称（半カナ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半カナ）	氏名（漢字）	生年月日			性別 (M・F)	住 所	職 名	
					元号 MTSH	年	月				日
1	カブシキカ イシヤチハ	株式会社千葉	チハ タロウ	千葉 太郎	S	40	1	16	M	千葉県千葉市中央区市場町1-1	代表取締役
2	カブシキカ イシヤチハ	株式会社千葉	イチハラ ハナコ	市原 花子	S	51	10	5	F	東京都新宿区西新宿2-8-1	取締役
3	カブシキカ イシヤチハ	株式会社千葉	ナラシノ カズオ	習志野 一男	H	1	6	27	M	神奈川県横浜市中区日本大通1	監査役
4	カブシキカ イシヤチハ	株式会社千葉	ヤチヨ ジロウ	八千代 二郎	T	14	5	1	M	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	会長
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											

現在における（私・当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

**注意事項**  
 ・本人が自署で作成する場合、押印は原則廃止とし、第三者が作成する場合は原則存続とする。  
 ・本人の自署とする場合は、本人確認書類の写しを添付すること。  
 ・電子申請の場合については、申請者に原本（誓約書・役員等名簿）を添付すること。

年 月 日



住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）



役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること
- ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。  
 ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。